

加賀市リスクリング講座受講事業所募集要領

1 目的

本要領は、加賀市リスクリング講座受講支援事業を実施するにあたって、加賀市（以下「市」という。）が開講するオンライン学習の受講を希望する市内事業所の募集等に必要な事項を定めるものである。

2 応募資格

(1) 本事業の対象となる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- ① 交付申請日において市内に事務所、事業所、工場、その他の事業用施設等事業活動を行う拠点を有する事業者であること。ただし、個人事業主にあつては、市民又は市内に事業所を有する者であること。
- ② 受講する従業員等が、上記①の事業所に従事する者であり、かつ、受講期間を通じて、計画的にオンライン学習を受講する意欲を有していること。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）及び加賀市暴力団排除条例（平成 24 年加賀市条例第 1 号）に定める暴力団及びこれらの利益となる行動を行っている者でなく、密接な関係にない事業者であること。
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業または当該営業に係る接客業務受託営業（同条第 13 項に規定する接客業務受託営業をいう。）を行う者でないこと。
- ⑤ 政党その他の政治団体でないこと。
- ⑥ 宗教上の組織または団体でないこと。
- ⑦ 自ら又は第三者を利用して、本事業に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為、又は法的な責任を越えた不当な要求行為、その他これらに準じる行為をしない者であること。
- ⑧ 将来にわたって上記③から⑥の各号のいずれにも該当しないこと及び⑦のいずれの行為もしないことを確約できる者であること。

(2) 受講に際し、必要となる事項（受講者の氏名、メールアドレス等）を市が取得し、本講座の期間中において市が管理することを承諾できる事業者であること。

(3) 受講者の学習状況を集計し、統計的に整理した上で、市の今後の関連施策の検討に利用することを承諾できる事業者であること。

(4) 受講者の学習状況はサービスの管理・提供・支援等に関し、市が契約する事業者が利用することを承諾できる事業者であること。

3 オンライン学習講座の内容

市は、本事業において、自社のデジタル化を推進する上で必要となる知識・スキルを習得しようとする市内事業所の経営者及び従業員の学びを支援するため、以下の学習講座を提供する。

(1) 提供する学習講座

オンライン学習動画プラットフォーム Udemy Business（以下「UB」という。）上の学習コンテンツをもとに、以下の学習講座を提供する。

① 必修講座

加賀市の DX 人材リスキリング促進事業について及び DX の概要についての講座

② 推奨講座

市においてあらかじめ設定した、受講者に受講を推奨する講座で、デジタル化、DX で解決したい自社の経営課題に応じて、選択して受講することとする。

③ その他の講座

上記のほか、自社の経営課題に応じて、受講者の様々な学びのニーズに対応したコンテンツを上限なく提供する。

(2) 受講期間

市が定める期間

(3) 利用料金

無料

ただし、1 事業所あたりのライセンスの最大交付数は、常用雇用従業員数等により総合管理者が決定するものとし、うち 1 つはグループ管理者用とする。

(4) その他

加賀市リスキリング講座受講支援事業実施要領、Udemy 利用規約その他 Udemy 社が提示する条件に定めるところによること。

4 申請期間

年度ごとに市が定める期限まで

なお、アカウント発行は先着順とし、想定アカウント数を超える場合には上記にかかわらず、募集を終了する場合がある。

5 申請方法等

(1) 市 HP に公開する専用フォームに必要事項を入力し、申請すること。

(2) 申請に関する注意事項

① 応募資格を有しない場合又は申請内容若しくは添付書類に不備がある場合には、受理できないことがある。

② 必要に応じて別途追加資料の提出を求める場合がある。

③ 申請に係る一切の費用及びオンライン講座を受講するにあたって発生する通信料等は申請者

自身の負担とする。

- ④ 本事業に申請した事業所は、想定アカウント数を超える申請があった場合、市において調整する場合があることをあらかじめ承諾したものとみなす。

6 受講事業所の決定等

申請受付後、申請内容を確認し、受講アカウントを交付することを決定したときは、申請者にメールにより通知するとともに、受講アカウントを発行することとする。

ただし、受講アカウントは原則先着順とするが、希望ライセンス数になるべく多くの事業所が受講できるよう調整を行う場合がある。

7 受講ライセンスの交付決定後の変更

オンライン学習受講ライセンスの交付決定後に、受講ライセンスの追加交付を希望する場合は、別途市長宛に上記5に準じて申請しなければならない。

この場合において、受講事業所の決定等は、上記6に準じて行う。

8 その他留意事項等

- (1) 受講事業所は、自社の従業員のアカウントの登録や学習状況の管理を行うグループ管理者を設定すること。
- (2) 受講者へは、別途市から UB のアカウント登録の招待メールを送付する。受講者は、氏名、メールアドレス、パスワードを登録すること。なお、招待メール受信後1か月以内にアカウントの登録が行われない場合は、該当者に係る受講の申し込みを取り下げたものとみなす。
- (3) 推奨受講環境は PC 視聴ブラウザを Chrome とし、5Mbit または 800kbps 以上のブロードバンド接続（通信費は受講者負担）とする。またスマートフォンでの利用推奨 OS は iOS 12.0 以上、Android 6.0 以上とする。
- (4) 受講事業所または受講者が、受講アカウントを他者に譲渡または利用させるなど、Udemy の利用規約及びその他 Udemy 社が提示する条件の違反が認められた場合、受講期間であっても、市は受講事業所または受講者の受講アカウントを取り消す場合がある。
- (5) 受講事業所の学習状況は、市がサービスの管理・提供・支援等のため契約する事業者が学習管理システムを通じて参照し、受講事業所を支援する目的において活用するのであらかじめ承知すること。
- (6) 受講事業所の学習状況は、学習管理システムを通じて集計し、統計的に整理した上で、今後の人材育成関連施策の検討に利用するので、予め承知すること。
- (7) 3 か月間ログイン履歴がない受講者については、事前に通告することなく削除する場合があるので、予め承知すること。
- (8) その他本事業の効果検証や成果の普及を目的にアンケートや成果の情報提供等を行う予定であ

るので、可能な限り協力すること。

附 則(令和 6 年 6 月 27 日)

附 則(令和 7 年 5 月 30 日)

この要領は、令和 7 年度中に実施する募集から適用する。